

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月28日（平成28年（行個）諮問第143号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第6号）

事件名：本人の服務指導記録簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「服務指導記録簿（表紙及び身上明細書を除く。）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月10日付け防人服第11065号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

「服務指導記録簿」は開示請求者本人の事項が記載されているものであり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するものではない。

（2）意見書

審査請求人から、平成28年10月14日付け（同月17日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「本人の服務指導記録簿（全部事項）（上司の記録による夫婦間の詳細状況が記録された書類を含む。）特定記号 特定部隊」を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書として、服務指導記録簿を特定した。

本件開示請求に対しては、法20条を適用し、平成28年6月10日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、服務指導記録簿（表紙及び身上明細書）を特定し、法18条1項の規定に基づき、同年4月11日付け防人服第7732号により、開示決定を行い、次に、服務指導記録簿（表紙及び身上明細書を除く。）（本件文書）について、法18条1項の規定

に基づき、その一部が法14条2号及び7号二の不開示情報に該当することから、同年6月10日付け防人服第11065号により、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法14条該当性について

原処分において、本件文書の1枚目から13枚目まで及び15枚目から40枚目までのそれぞれの一部並びに41枚目から86枚目までのそれぞれの日付以外全てについては、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するとともに、人事管理に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の服務指導において、上司が率直な記載をちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号二に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

原処分に対し、審査請求人は、「「服務指導記録簿」は開示請求者本人の事項が記載されているものであり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するものではない」として、その取消しを求めるが、本件文書の法14条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条2号及び7号二に該当することから当該部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張は当たらない。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月12日 | 審議 |
| ④ | 同月17日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年3月30日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年4月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号及び7号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分により不開示とされた部分（以下

「本件不開示部分」という。)の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分は、審査請求人に係るサービス指導記録簿(本件文書)につづられた、①「面接・観察チェックリスト」における各項目に対する評価及び記入時点における所見の内容、②「サービス指導記録」における指導事項等の内容、③審査請求人に係る特定の状況について特定部隊内で情報を共有するために作成された書類(以下「報告書」という。)における審査請求人以外の者から聴取した内容、報告書作成者による上記状況の発生原因についての意見及びその後に予定しているサービス指導の内容並びに④特定部隊が上記状況に関して実施した審査請求人へのサービス指導の記録の内容のうち作成者及び日付を除いた部分であることが認められる。

(2) 諮問庁は、本件不開示部分については、これを公にすることにより、今後のサービス指導において、上司が率直な記載をちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

ア サービス指導記録簿のうち報告書を除く部分は、サービス指導の記録として、審査請求人に係る状況、当該状況についての評価及び当該状況を踏まえて実施したサービス指導の内容が記載されたものであり、適切な人事管理を実施する上では、これらの内容がありのままに記載されることが必要である。

しかしながら、上記部分が本人に開示されることとなれば、サービス指導を担当する上司が、本人からいわれなき非難を受けること等を懸念して、サービス指導の内容等を記録する際に、上記の内容についてありのまま記載することをちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 報告書は、サービス指導を要する審査請求人に係る特定の状況についての情報を特定部隊内で共有するため、審査請求人に係るサービス指導を担当する者が作成したものであり、サービス指導の記録の一部を成すものとしてサービス指導記録簿につづられたものである。

報告書において不開示となっている、審査請求人以外の者への聴取により把握した内容については、これが本人に開示されることとなれば、今後、サービス指導を担当する上司が、サービス指導の内容等を記録する際に、サービス指導に関して第三者に対して行う聴取につき協力が得られなくなること等を懸念して、当該聴取内容についてありのま

ま記載することをちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、報告書作成者による特定の状況の発生原因についての意見及び特定の状況に関して予定されたサービス指導の内容は、上記アと同様、これらの内容がありのままに記載されることが適切な人事管理を実施する上で必要であるが、これが本人に開示されることとなれば、サービス指導を担当する上司が当該内容についてありのまま記載することをちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) そこで検討すると、本件不開示部分を開示すれば、諮問庁の上記(2)の説明のとおり、今後のサービス指導において、上司が率直な記載をちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、本件不開示部分は法14条7号二に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号二に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号二に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子